

平成28年 第32回
美幌町農業委員会総会議事録

平成28年11月25日 1日間 第全号

1 開催日時 平成28年11月25日(金) 午後1時30分から午後2時13分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(16人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君	2番 根塚 信義君
	3番 小林 勝義君	4番 西島 和一君
		農地副部長
	7番 日並 寛陽君	6番 池端 利博君
	9番 大西 政雄君	8番 名古屋繁雄君
振興部長	11番 秋山 稔君	10番 日下 優君
		12番 東 砂裕理君
農地部長	15番 白石 愛君	14番 加藤 安弘君
	17番 千葉 正美君	16番 松本 訓宜君
会長	19番 鈴木 幸往君	

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時筆生	高橋 千夏君

議事日程

平成28年第32回美幌町農業委員会総会

平成28年11月25日午後1時30分 開会

日程第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第 2		諸般の報告について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4		会務報告について
日程第 5	報告第56号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 6	議案第106号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 7	議案第107号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第108号	現況証明願いについて

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は16名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成28年第32回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号12番 東委員、同じく議席番13番 加藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告1件、議案3件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。なお、議席番号5番山谷委員、同じく議席番号13番影山委員、同じく議席番号18番風間委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。</p> <p>(口頭報告なし)</p>
議長	<p>何かご質問ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第5 報告第56号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号51号。
総務担当主査	【報告第56号 内容番号51号 議案をもとに朗読】
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	ご異議なしと認め、内容番号51号は承認することに致します。 内容番号52号から53号は関連がございますので、一括上程致します。
総務担当主査	【報告第56号 内容番号52号から53号まで 議案をもとに朗読】
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号52号から53号は承認することに致します。 報告第56号「農地法第18条第1項の規定による通知について」は、承認することに決定致します。
議長	日程第6、議案第106号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号232号。
総務担当主査	【議案第106号 内容番号232号 議案をもとに朗読】
14番	内容番号232号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、これまで貸し付けていた〇〇さんの所有農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは、〇〇さんと〇〇さんの2戸で法人化し、畑作3品の他、玉ねぎ・人参などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号232号は適当と認めます。 内容番号233号。
総務担当	【議案第106号 内容番号233号 議案をもとに朗読】
15番	内容番号233号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。この案件は〇〇の〇〇さんの離農跡地を今回、農業公社へ売買するものでございます。この農地については、〇〇の〇〇さんが引き受けることになっておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号233号は適当と認めます。 内容番号234号。
総務担当	【議案第106号 内容番号234号 議案をもとに朗読】
15番	内容番号234号につきましては、ただいまの事務局のとおりでございます。この案件はこれまで貸付していた〇〇さんの農地を、今回農業公社へ売買するものでございます。この農地については、〇〇の〇〇さんが引き受けることになっておりますので、よろしくお願い致します。

議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号234号は適当と認めます。 内容番号235号。
総務担当	【議案第106号 内容番号235号 議案をもとに朗読】
15番	内容番号235号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。この案件は、〇〇の〇〇さんの離農跡地を斡旋により賃貸しておりましたが、期間満了を迎え、今までの相手方と再契約しないことになったため、今年より〇〇さんが新たに賃貸することになったものでございます。〇〇さんは夫婦二人で畑作3品の他、大豆などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号235号は適当と認めます。 内容番号236号。
総務担当	【議案第106号 内容番号236号 議案をもとに朗読】
4番	内容番号236号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は、〇〇の〇〇さんの離農跡地を斡旋により賃貸しておりましたが、期間満了を迎え、今までの相手方と再契約しないことになったため、今年より〇〇さんが新たに賃貸することになったものであります。〇〇さんは夫婦二人で小麦、ビート、人参などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号236号は適当と認めます。 内容番号237号から238号は関連がございますので、一括上程致します。
総務担当主査	【議案第106号 内容番号237号から238号まで 議案をもとに朗読】
9番	内容番号237号及び238号は、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが、農業公社と〇〇さんより賃貸していた農地を、今回経営移譲により借受人を息子の〇〇さんへ変更するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号237号から238号までは適当と認めます。 議案第106号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長	日程第7、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号106号。
総務担当主査	【議案第107号 内容番号106号 議案をもとに朗読】
17番	内容番号106号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの所有農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは、家族3人で畑作3品の他、大豆を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、10月31日に根塚委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号106号は適当と認めます。 内容番号107号から108号までは関連がございますので、一括上程致します。
総務担当主査	【議案第107号 内容番号107号から108号まで 議案をもとに朗読】
6番	内容番号107号から108号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品を作付され、意欲的に営農しております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月15日に根塚委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号107号から108号までは適当と認めます。 内容番号109号。
総務担当主査	【議案第107号 内容番号109号 議案をもとに朗読】
8番	内容番号109号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するときに使用貸借から漏れていたため、今回使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品の他、豆類を作付され意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを、11月14日千葉委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号109号は適当と認めます。 内容番号110号から111号は関連がございますので、一括上程致します。
総務担当主査	【議案第107号 内容番号110号から111号まで 議案をもとに朗読】

3番	内容番号110号及び111号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんと〇〇さんの所有農地を今回〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品の他、豆類を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを、11月10日に影山委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号110号から111号は適当と認めます。 内容番号112号。
総務担当	【議案第107号 内容番号112号 議案をもとに朗読】
4番	内容番号112号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は、〇〇さんの所有農地を今回、〇〇に売買するものであります。〇〇さんは家族3人で法人化し、小麦の他ビートなどを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、11月14日に白石委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長 議長	ご異議なしと認め、内容番号112号は適当と認めます。 内容番号113号から114号までは、関連がございますので、一括上程致します。
総務担当主査	【議案第107号 内容番号113号から114号まで 議案をもとに朗読】
16番	内容番号113号及び114号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ貸借期間10年で使用貸借するものです。〇〇さんは、家族4人で畑作3品を作付されており、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを、11月15日に大西委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号113号から114号は適当と認めます。 内容番号115号。
総務担当主査	【議案第107号 内容番号115号 議案をもとに朗読】

<p>9番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>内容番号115号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借することになったものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを、11月15日に松本委員と確認しておりますので、よろしく願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号115号は適当と認めます。 議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>総務担当主査</p> <p>17番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第8 議案第108号「現況証明願いについて」を議題と致します。 内容番号37号。</p> <p>【議案第108号 内容番号37号 議案をもとに朗読】</p> <p>内容番号37号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この土地は〇〇さん所有の畑に隣接する土地で、以前から畑としては利用されていない土地です。10月31日、農地採草放牧地以外であることを私と根塚委員、名古屋委員の3人で確認しておりますので、よろしく願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。 議案第108号「現況証明願いについて」は適当と認めることに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして、第32回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p> <p>(ブザー)</p> <p>ご苦労さまでした。</p>

閉会 午後2時13分